

## 鳥取学生赤十字奉仕団規約

### (名称及び所在地)

第1条 名称は、鳥取学生赤十字奉仕団（以下、「本団」という。）とし、事務局を鳥取市東町一丁目271に所在する日本赤十字社鳥取県支部（以下、「日赤県支部」という。）内に置く。

### (目的)

第2条 本団は、赤十字の原則を理念とし、赤十字精神の普及及び自己実現のためにボランティア活動の実践を行う。また、実践活動を通じて、団員相互の資質の向上を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 本団は、鳥取大学及び鳥取看護専門学校生等の学生から成る団員と顧問等を構成員とする。

### (入退団)

第4条 入団または退団するときは、入退団届けを委員長に提出し、受理承認をもって決定する。

### (事業)

第5条 本団は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 赤十字の行う事業
- ② 青年赤十字奉仕団連絡協議会の事業
- ③ 施設訪問事業
- ④ 地域参加事業
- ⑤ その他本団の目的達成に必要な事業

### (役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	若干名
渉外	若干名
会計	1名
会計監査	2名

### (役員を選任)

第7条 役員は、団員の中から総会において選任する。

- 2 選任は公選とし、総会出席団員の過半数の賛成を要とする。
- 3 公平に公選するため、選挙管理委員を団員の中から選任する。

### (役員任期)

第8条 役員任期は、本年度総会から次年度総会までの期間とする。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員任務)

第9条 委員長は、本団を代表しその業務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。また、卒団者関係事務の取りまとめを行う。
- 3 会計は会計業務を処理する。
- 4 渉外は、学校・他団体等との連絡や交渉を行う。
- 5 会計監査は、会計を監査する。
- 6 役員は、本団維持のために協働し会務の遂行に寄与する。また、委員長の諮問に応え、意見を述べる。

(会議)

第10条 総会、役員会、集会は委員長が招集する。

- 2 総会は、年1回開催する。但し、団員の1/4以上の開催要求があった場合若しくは、委員長が必要と認めた場合に臨時総会を開催する。
- 3 総会は、団員総数の2/3以上の出席をもって成立する。但し、この場合委任状も含まれる。
- 4 総会の議長は、出席団員の中から選出する。

(総会付議事項)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- ① 予算及び決算
- ② 事業報告及び事業計画
- ③ 規約・準則の改廃
- ④ 役員の選出
- ⑤ その他必要な事項

(役員会付議事項)

第12条 役員会は、総会提出議案の事業運営についての必要事項を審議する。

(顧問)

第13条 本団に顧問を置く。

- 2 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第14条 本団の会計は、本年度総会から次年度総会の日で終わる。

- 2 本団の経費は、補助金及び団費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(団費)

第15条 準則に記す団費を納めることとする。

(準則)

第16条 規約の補則として別紙に準則を定め細則を表記する。

附則	この規約は平成18年3月10日から全面改訂施行	委員長	西谷 彰大
	平成21年2月21日から一部改訂施行	委員長	高見 翼
	平成28年2月20日から一部改訂施行	委員長	福政 泰斗

## 鳥取学生赤十字奉仕団準則

### (目的)

第1条 準則は、規約を補足するもので、規約で述べられていない詳細事項について定め、会務を円滑にすることを目的に制定する。

### (適用範囲)

第2条 規約の補足を範囲とし、規約に準じ効力を持つ条文である。

### (総会・臨時総会)

第3条 総会は、本団の最高議決機関で団員総員の総意である。

- 2 総会の議決内容は何人も総会以外で覆すことはできない。
- 3 総会は、開催の2週間前までに団員に告示を行わなければならない。
- 4 団員総ての出席を義務とするが、やむを得ず欠席する場合は、委任状に必要事項を記入して署名捺印の上議長宛に提出する。
- 5 議長には、基本的に議決参加権はないが賛否同数の場合のみ議決に参加することができる。
- 6 サークルの発足・廃止・休止などの案件、団費の改定・懲戒・規約、準則の改定及び訂正の議決承認は出席団員の2/3以上の賛成により成立する。
- 7 例外として、事項に記載する項目及び類似と判断される本団の趣旨や理念に反さない緊急性の高い事項については、総会承認以外でも優先実施することができる。
  - (1) 日赤県支部長からの緊急要請のあった場合。
  - (2) 人の生死やそれに近い問題に関わる事項。
- 8 委任状及び欠席団員の議決権は認めない。

### (定例集会)

第4条 定例集会は月1回、第1土曜日に行う。ただし、議事運営上支障のある場合は、別の日に開催する。

- 2 本会会場は、日赤県支部奉仕団室とし、代替会場として湖山西地区公民館等で行うことができる。
- 3 本会では、総会議決条件について具体的実施事項・行事の確認とその報告を行う。
- 4 本会開催の2週間前までに団員に告示を行わなければならない。
- 5 本会の議案についての賛否は出席団員の過半数にて有効とする。
- 6 本会は月間実施計画の遂行案作成・総会決議に反さない議案について検討する。

### (臨時集会)

第5条 臨時集会は、団員の1/4以上の開催要求があった場合若しくは委員長が必要と認めた場合に開催される。

- 2 本会会場は、日赤県支部奉仕団室とし、代替会場として湖山西地区公民館等で行うことができる。
- 3 本会開催の3日前までに団員に告示を行わなければならない。

- 4 本会は団員の半数以上の出席により成立する。
- 5 本会の議題についての賛否は出席団員数の過半数にて有効とする。
- 6 本会は月間実施計画の遂行案作成・総会議決に反さない議案について検討する。

(役員を選任)

第6条 役員は再選は妨げないが、次の世代を育てることを念頭に選任を行う。

(役員会)

第7条 役員会は本団の唯一の執行機関であり、団務の計画案の策定及び取り纏めを行う。

- 2 役員会は、必要に応じ、役員承認のもと役員以外の団員も参加することができる。

(顧問)

第8条 日赤県支部の職員及び支部より指名推薦を受けた者は本団の顧問として助言・指示・相談・指導・援助ができる。

- 2 顧問は、卒団者の中から顧問の補佐として最大2名に限り「指導者」として任用することができる。但し、常設とせず必要に応じこれを施行する。

(団員の権利)

第9条 団員は、公平な扱いを受け、総会・集会などにおいて、自由に発言する権利があり、如何なる場合何人も、人種・宗教・性別・年齢・門地・思想信条または身分・学歴・好き嫌いによって団員の資格を奪われない権利を持つ。

- 2 本団の委員会役員・総会議長の選挙権と被選挙権及び任免権を持つ。
- 3 役員としての活動・言動について報告を求める権利を持つ。
- 4 関係する外部会議・大会その他必要な機関に代表として選ばれ、出張・発言し議決する権利を持つ。

(団員の義務)

第10条 規約・準則及び正当な会議による議決を尊重し、ボランティアの精神をもって各決定に協力し行動すること。

- 2 活動は、「赤十字奉仕団員」として公序良俗に反しない行動を行うこと。
- 3 法秩序を順守し、自身が本来の生活に支障をきたさないこと。
- 4 相対する個人・団体への配慮を第一に考え事業を進めること。
- 5 団員は、目的を目指し自己実現の達成のため、総会、集会、支部及び役員会の研修会に参加すること。
- 6 やむを得ず活動を欠席する場合は、必ず活動前に連絡が責任者に伝わること。

(活動表示)

第11条 団員が総会にて承認された活動をする際は、青年奉仕団の徽章の入った名札・ワッペン・団旗等の外部から判るものを掲示、表示、携行する。

(団員の定義)

第12条 団員とは、正団員及び準団員をもって構成する。また、学生としての効力を失った場合は団員としての効力を失うものとする。

- 2 届け出なく（休団の届）6ヶ月以上音信不通の場合は団員としての効力を失うものとする。

但し、何らかの理由で連絡を取ることが不可能な場合はこの限りではない。

（準団員）

第13条 準団員は本団の趣旨に賛同し、正団員となり得ない者をいう。

- 2 卒団及び退団し、今までのような活動が難しくなったが余暇を利用し活動への参加を希望する者で総会の承認が得られた者。
- 3 準団員は助言・相談・援助はできるが、議決権・役員権を持ってない。
- 4 準団員から正団員へは特別な者（総会で過半数の賛成が得られた者）を除き移行が基本的にはできない。（一度正団員から準団員へ本人都合で移行した者について）
- 5 正団員と同じ団費を納めなければならない。

（団費）

第14条 団費を1,000円/年とする。納入時に領収書を交付する。

（ボランティア保険）

第15条 団員は総て下記に示す何れかの保険への加入をしなければならない。

- ①社会福祉協議会の推奨するボランティア活動保険
- ②日本赤十字社の推奨するボランティア保険

（事業の認定）

第16条 新規事業を決定する場合は事前に日赤県支部に内容審査を受け内諾を得る。

- 2 新規事業とは継続的に行う事業のことであり、地域より単発でのボランティアの要請があった場合はこれにあらず、支部に報告の上適切なる準備を行い実施する。

（懲戒）

第17条 本団の事業推進に対し本準則について履行できない者（準則第2条及び第3条）については、委員長・副委員長・顧問が協議のうえ、退団及び謹慎等の措置を講ずるものとする。

（会計処理）

第18条 本団の経費使用にあつては、支払証明書に加え、レシートまたは購入明細のわかる領収書等を提出しなければならない。

- 2 適正使用が明らかであり、領収書が入手困難と判断できる場合は、本団規定の様式を提出することで経費使用ができる。

（災害時等支援基金）

第19条 本団に別会計の災害等支援基金をおく。

- 2 本基金は団員が災害時に活動するための資金であり、積立上限を20万円とし、原則として積立上限まで積立を続け、支出は行わない
- 3 本基金の財源は日赤県支部との申し合わせのとおり、本団会計の余剰金の総額をもって充てる

- 4 運用にあたっては総会出席団員の2/3以上の賛成により支出ができる。
- 5 本基金の目的に則した使用が明らかであり、領収書の入手困難と判断できる場合は、役員会の承認により、支出ができる。但し、この場合次回総会における追認を必要とすること
- 6 本団会計の歳入不足時に限り、総会出席団員の2/3以上の賛成により本基金より支出を行い、本団会計の補填を行うことができる。但し、支出する金額は原則として本基金積立額の1/3を上限とする

(予算の補正について)

第20条 日赤県支部・地方公共団体等から得る補助金の中で、使途が指定されている補助金については、他の歳入科目に優先しこれを使用する。

(交通費の補助)

第21条 別に定める本団旅費規程による。

(その他)

第22条 本団の年度は3月1日から翌年2月末までとする。

附則 この準則は、平成18年3月10日から施行	委員長 西谷彰大
平成21年2月21日から一部改訂施行	委員長 高見 翼
平成25年7月6日から一部改訂施行	委員長 新居陽太
平成27年2月15日から一部改訂施行	委員長 山本憲典
平成28年2月20日から一部改訂施行	委員長 福政泰斗